

# 市民農園 利用者を募集

市では、市内在住の方を対象に、市民農園の利用者を募集します。

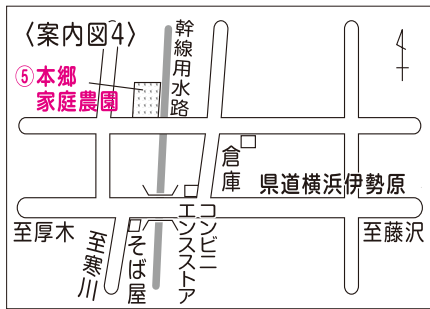
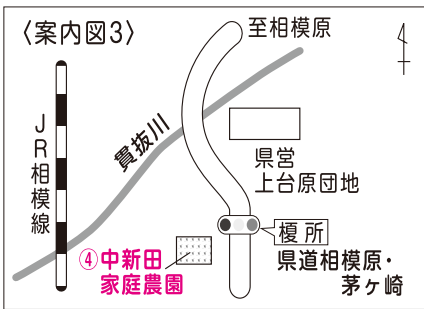
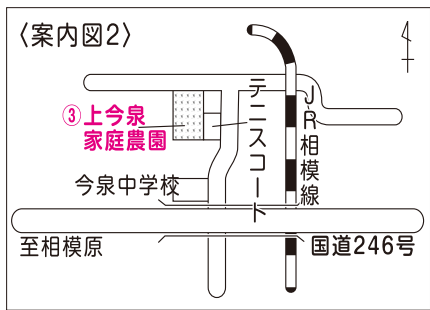
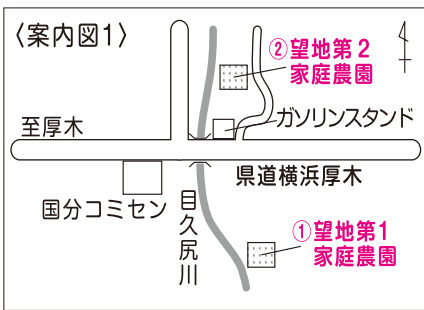
▽募集農園・区画数  
左表のとおり。応募が区画

数を超えた場合等は抽選 ※1家族(グループ)1カ所のみ応募可(同家族内での複数応募は無効)  
▽区画面積・利用料 1

区画約25平方メートル・年間500円  
▽利用期間 平成25年2月未まで(予定)  
▽応募方法・期間 官製

### ●募集農園・区画数(区画面積はいずれも25平方メートル)

(申込番号)農園名	場所	募集区画数	案内図
①望地第1家庭農園	望地1-5ほか	32区画	1
②望地第2家庭農園	望地2-251ほか	54区画	1
③上今泉家庭農園	上今泉1719-1	40区画	2
④中新田家庭農園	中新田5-1476ほか	49区画	3
⑤本郷家庭農園	本郷5138-1ほか	66区画	4



## 次世代育成支援行動計画 素案にご意見を

市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成できる社会環境の整備のため、具体的方策などを定める「次世代育成支援行動計画」を作成しています。

このたび、同計画の素案ができましたので、素案に対する皆さんの意見を募集します。

素案は、児童福祉課・青少年会館・中央図書館・有馬図書館・文化会館・運動公園総合体育館・北部公園体育館・保健相談センターで配布しています(市ホームページでも閲覧できます)。

▽応募方法 任意の書式に、住所・氏名・意見を記入の上、1月31日回必着で、直接または郵送・ファクスで児童福祉課へ。

※応募のあった意見は、後日、市ホームページに掲載する予定です。

同課(☎235・482、☎233・5731)。

このたび、同計画の素案ができましたので、素案に対する皆さんの意見を募集します。

素案は、児童福祉課・青少年会館・中央図書館・有馬図書館・文化会館・運動公園総合体育館・北部公園体育館・保健相談センターで配布しています(市ホームページでも閲覧できます)。

▽応募方法 任意の書式に、住所・氏名・意見を記入の上、1月31日回必着で、直接または郵送・ファクスで児童福祉課へ。

※応募のあった意見は、後日、市ホームページに掲載する予定です。

同課(☎235・482、☎233・5731)。

はがきまたは農政課窓口で配布する所定の申込はがきに、住所・氏名・電話番号・希望農園名・区画番号(継続を希望する既存利用者のみ)を記入の上、1月21日回必着で直接または郵送で〒243・0492農政課へ(土曜を除く)。申し込み受け付け時(郵送の場合は後日)に抽選番号をお知らせします。

▽利用者の決定 1月25日回に、抽選で決定します。当選した方は、2月5日(金)午後または6日(土)午前開催予定の講習会に出席してください。

## 「雑誌のリサイクル」開催

～2/6(土)・7日  
中央図書館で～

中央図書館では、保存期間が過ぎた雑誌について、希望する方に提供する「雑誌のリサイクル」を開催します。

雑誌のリサイクルは、雑誌名の五十音順で2日に分けて行います(1日につき一人10冊まで持ち帰り可)。対象雑誌の一覧は、中央図書館カウンターおよび図書館ホームページで閲覧できます。

▽日時 ①2月6日(土) ②7日(日)、いずれも9時～17時15分  
▽会場 中央図書館 玄関前  
▽提供雑誌 ①アソソ、②タソソ

※開催日に残った雑誌は、2月8日(月)以降、冊数制限なく提供します。なお、袋・かばんなどはご持参ください。

中央図書館(☎231・5152)。

## 不法投棄をなくすためご協力を

市では、市民の生活環境を守り、公衆衛生の向上のため、不法投棄のない社会に向けた巡回監視や一斉調査を実施しています。

不法投棄とは、家電リサイクル法や廃棄物処理法などの法令に基づき、市で定めた集積所へのごみ出し収集と異なった方法・場所にごみを投棄すること、山林沿いや河川敷に限らず、市で収集・処理できない物などをごみ集積所に出すことも該当します。なお、悪質な不法投棄をした者は、法律によつて罰せられます(5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金)。

このため、市では不法投棄の確認後、排出者が自主的に回収するよう注意を促す表示をし、それでも一定期間放置された物や回収していません(平成21年度の回収状況は下表のとおり)。

## 市で収集・処理できない物

- ①家電リサイクル法に基づきリサイクルを義務化した製品：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ②自動車リサイクル法に基づきリサイクルを義務化した製品：自動車および関連部品
- ③資源有効利用促進法に基づき製造業者の自主回収・リサイクルを行うべき製品：パソコンおよびそのディスプレイ
- ④適正処理困難物(主な指定物品)：オートバイ、タイヤなど自動車部品、農業用機械、建築廃材、ガレキ、石、土砂、ピアノ、便器、物置(1.5坪超)、スプリング入りマットレス、オイルヒーター
- ⑤爆発性・引火性・感染性のある危険物や有害物：消火器、ガスボンベ、医療系廃棄物、石油類、バッテリー、ペンキ、農薬、薬品(家庭用を除く)など
- ⑥事業活動に伴い発生したごみ

### <不法投棄の状況> ◇ごみ集積所一斉調査・回収

調査日	確認数	回収日	回収数
4月22日	101カ所 171点	5月13日	90カ所 139点
6月 3日	64カ所 112点	6月24日	51カ所 89点
10月 7日	88カ所 138点	10月28日	55カ所 97点
12月 2日	53カ所 85点	12月16日	77カ所 119点

### ◇パトロール・市民通報(4月～12月)

確認場所	確認数	回収数
ごみ集積所	120カ所	391点
ごみ集積所以外	3カ所	116点



▲山林沿い(写真右)や集積所(同左)に不法投棄されたごみ

**便利です!「えびなメールサービス」**

登録は[ebina@post.ebina.lg.jp](mailto:ebina@post.ebina.lg.jp)まで空メールを送信。詳しくは市ホームページまたは情報システム課へ

231・3366、資源対策課(☎235・4922)。